

国内旅行総合保険

(国内旅行傷害保険特約セット 傷害保険)

2021年
4月以降用

国内旅行傷害保険では、このような場合に保険金をお支払いします。

航空機の墜落事故で亡くなられた
【傷害：死亡】



ホテルの階段から転落しケガをした
【傷害：死亡・後遺障害、手術、通院】



みやげ物屋の商品を誤ってこぼしてしまった
【賠償責任(特約)】



示談交渉
サービス
(日本国内のみ)

旅行カバン・アタッシュケースなどを盗まれた
【携行品損害(特約)】



ゲレンデが混んでいて、不注意で滑走中に他人とぶつかった…。相手にケガを負わせてしまったし、自分も相手もスキー板・ボードをこぼしちゃった…。弁償しなきゃ。どうしよう…。(ご自身のレンタル品は対象となりません。)

転んだ時に、ウェアが破れちゃったよ。結構、高かったのにな…



ゲレンデでぶつかってしまって、ケガを負わせちゃった…

ご契約タイプ

おすすめタイプ

★所定の集合地に集合してから、所定の解散地で解散するまでの危険を補償するタイプの契約です。(被保険者1名につき)

旅行期間 (ご契約期間)	2日間 (1泊2日まで) ※日帰り旅行を含みます。				4日間 (3泊4日まで)			7日間 (6泊7日まで)		14日間 (13泊14日まで)		
	H01	H03	H56	H02	H01	H42	H12	H01	H15	H48	H18	
保険料	300円	300円	500円	500円	300円	300円	500円	300円	500円	300円	500円	
団体旅行(5名以上) 保険金額	死亡・後遺障害	1,495万円	720万円	1,348万円	1,170万円	1,495万円	1,187万円	1,060万円	1,495万円	1,250万円	1,050万円	805万円
	入院保険金日額	5,000円	3,000円	12,000円	4,500円	5,000円	5,000円	8,000円	5,000円	7,000円	4,900円	6,000円
	手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)										
	通院保険金日額	3,000円	2,000円	8,000円	3,000円	3,000円	3,000円	4,500円	3,000円	4,000円	3,000円	3,500円
	賠償責任	—	1,000万円	500万円	1,000万円	—	500万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	1,000万円
	携行品損害 (1事故につき自己負担額3,000円)	—	5万円	—	10万円	—	—	5万円	—	5万円	—	5万円
救済者費用	—	50万円	—	100万円	—	—	106万円	—	50万円	—	81万円	

※保険契約をお申込みいただく場合には参加者名簿のご提出をお願いします。
 ※5名以上の団体旅行が対象となります。ご旅行者全員が同一のプランにてご加入ください。
 ※5名未満の団体や、団体内での任意加入・異なるタイプでのご加入はできませんので、ご注意ください。
 (注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。

ご契約タイプ一覧表

旅行者者包括契約用

旅行期間(ご契約期間)		2日間(1泊2日まで) ※日帰り旅行を含みます。						
ご契約タイプ		H21	H57	H01	H03	H56	H02	
保険料		100円	100円	300円	300円	500円	500円	
保険金額	傷害	死亡・後遺障害	450万円	153万円	1,495万円	720万円	1,348万円	1,170万円
		入院保険金日額	1,850円	2,000円	5,000円	3,000円	12,000円	4,500円
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)					
		通院保険金日額	1,200円	1,300円	3,000円	2,000円	8,000円	3,000円
	賠償責任	—	500万円	—	1,000万円	500万円	1,000万円	
	携行品損害 (1事故につき自己負担額3,000円)	—	—	—	5万円	—	10万円	
	救援者費用	—	—	—	50万円	—	100万円	

旅行期間(ご契約期間)		4日間(3泊4日まで)											
ご契約タイプ		H21	H43	H58	H01	H42	H22	H55	H41	H12	H04	H13	
保険料		100円	100円	200円	300円	300円	300円	400円	500円	500円	800円	1,000円	
保険金額	傷害	死亡・後遺障害	450万円	186万円	585万円	1,495万円	1,187万円	410万円	650万円	1,932万円	1,060万円	2,746万円	1,820万円
		入院保険金日額	1,850円	1,700円	2,500円	5,000円	5,000円	3,500円	6,000円	9,250円	8,000円	8,000円	15,000円
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)										
		通院保険金日額	1,200円	1,050円	1,600円	3,000円	3,000円	2,000円	3,500円	6,000円	4,500円	4,500円	10,000円
	賠償責任	—	500万円	1億円	—	500万円	500万円	1,000万円	500万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	
	携行品損害 (1事故につき自己負担額3,000円)	—	—	—	—	—	5万円	5万円	—	5万円	10万円	20万円	
	救援者費用	—	—	30万円	—	—	81万円	91万円	—	106万円	100万円	140万円	

旅行期間(ご契約期間)		7日間(6泊7日まで)									
ご契約タイプ		H21	H46	H01	H45	H44	H15	H16	H07	H17	
保険料		100円	100円	300円	300円	500円	500円	1,000円	1,200円	1,400円	
保険金額	傷害	死亡・後遺障害	450万円	170万円	1,495万円	1,140万円	1,900万円	1,250万円	2,340万円	1,600万円	3,080万円
		入院保険金日額	1,850円	1,500円	5,000円	5,000円	9,200円	7,000円	12,000円	15,000円	15,000円
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)								
		通院保険金日額	1,200円	1,000円	3,000円	3,000円	6,000円	4,000円	8,000円	10,000円	10,000円
	賠償責任	—	500万円	—	500万円	500万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害 (1事故につき自己負担額3,000円)	—	—	—	—	—	5万円	20万円	30万円	30万円	
	救援者費用	—	—	—	—	—	50万円	50万円	100万円	150万円	

旅行期間(ご契約期間)		14日間(13泊14日まで)										
ご契約タイプ		H21	H49	H01	H48	H47	H18	H08	H19	H09	H20	
保険料		100円	100円	300円	300円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円	1,500円	
保険金額	傷害	死亡・後遺障害	450万円	105万円	1,495万円	1,050万円	1,800万円	805万円	1,900万円	1,600万円	1,695万円	3,100万円
		入院保険金日額	1,850円	1,350円	5,000円	4,900円	9,100円	6,000円	10,000円	11,000円	15,000円	15,000円
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)									
		通院保険金日額	1,200円	890円	3,000円	3,000円	6,000円	3,500円	6,000円	7,000円	10,000円	10,000円
	賠償責任	—	500万円	—	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害 (1事故につき自己負担額3,000円)	—	—	—	—	—	5万円	10万円	15万円	30万円	25万円	
	救援者費用	—	—	—	—	—	81万円	100万円	94万円	100万円	181万円	

国内旅行総合保険の内容

日本国内において被保険者が旅行に参加するため、所定の集合地に集合した時から所定解散地で解散するまで(以下「旅行行程」といいます)のさまざまな偶発的な事故により、被保険者がケガをされた場合などに次の保険金をお支払いします。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

日本国内旅行中の思いがけない事故によるケガ^(※)や損害を補償します。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内補償)	死亡保険金	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。) ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	
	入院保険金	
	手術保険金	
	通院保険金	
賠償責任(特約)(注)	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注)被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりず)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害 (特約) (注)	<p>旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合、被害物の時価^(※2)を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注1)1個、1組または1対のものについては各々10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具 など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤欠陥 ⑥自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑦機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑧偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故 ⑨置き忘れまたは紛失</p> <p>など</p>
救護者費用 (特約) (注)	<p>旅行行程中に以下①から④までのいずれかに該当した場合に、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが公的機関により確認された場合 ③急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 ④被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)中に遭難した場合(別途、割増保険料が必要となります。) (※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用…遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用。 イ. 交通費…救護者^(※2)の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。) ウ. 宿泊料…現地および現地までの行程における救護者のホテル、旅館等の宿泊料。ただし、救護者2名分を限度とし、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。 エ. 移送費用…被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用、または治療を継続中の被保険者を現地から病院等へ移転するために要した移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃を差し引いてお支払いします。 オ. 諸雑費…救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(3万円を限度とします。) (※2)「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハングライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。ただし、割増保険料の有無にかかわらず、山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))中の遭難の際に支出した捜索救助費用は保険金お支払いの対象とはなりません。</p> <p>など</p>

(注)補償内容が同様のご契約^(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※)国内旅行総合保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認

めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●示談交渉サービスについて

賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- など

★このチラシは「国内旅行総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約の約款」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

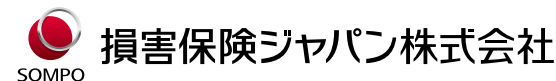
★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

★引受保険会社および引受割合につきましては、別紙をご確認ください。

引受保険会社

取扱代理店



企業営業第五部第四課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 Tel: 03-3231-4155
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)
公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

本社 〒151-0061 東京都渋谷区初台1-54-2(京王初台1丁目ビル6階)
TEL.03(5351)7141(代表)
受付時間: 平日9:15~18:15(土日、祝日、12/30~1/3を除きます。)